

広報 ニセコ

昭和51年4月1日発行

No. 170

ニセコ町役場総務課

力をあわせ、豊かな生産にはげみましょう。(ニセコ町民憲章)



雪の祭典で好評だったリンリン馬ソリ

たいせつに保存を
あとでお役に立ちます。

町-の-人-口

男……………2,440人
女……………2,580人
計……………5,020人
世帯数…1,333世帯
(51年2月末現在)

北海道雪の憲章

私たちは、純白の粉雪きらめく雄大な北海道に、たくましく生きる500万道民です。

美しい自然の中で、希望に満ちた、輝く未来へ躍進するため明るく楽しい北国の冬を創造します。

- 雪の祭典に集い北国の夢を広げます。
- 冬のスポーツに親しみ、健康なからだをつくります。
- 雪の生活をくふうし北方の文化を育てます。
- 若い力を伸ばし、雪のふるさとを拓きます。
- 冬の北海道を愛し、豊かな明日を歌います。

昭和51年 **4** 月号

もあり、今年中止したいと考えております。

つぎに町道ルベシベ通の道代行工事は、ボックスカルバートの盛土部分を中心に土工事が施工される見込であります。

道々開通ニセコ倶知安線の道路工事は、倶知安町界附近の不通ヶ所の工事が施工される見込みであります。この路線のうち、道々岩内洞爺線より藤山小学校までの冬期除雪について要請中のところ来たる降雪期から実現の見通しであります。また、この路線をはじめ道々倶知安ニセコ線の未改良及び舗装工事の実現を強く要請し実現を図りたいと考えております。

道々峠宮田線については、国道より一キロメートルの舗装工事が施行される予定ですが、残余についても引続き要請し、全線舗装の実現を図りたいと考えております。国道五号線越路橋附近より黒川バス停附近の改良工事については用地処理が進められておりますが今年の施工は困難の見込みでありますので、交通事故多発地帯でもあり、早期施工を強く要請して参りたいと考えております。

つぎに土木機械のうち、ブルドーザー、トラクタ、ショベルの使用料は従来農業者一般、町外者に区分し、さらに作業内容により、それぞれの料金を定めておりますが、最近における土木機械の使用申込みは、農業者及び一般の方が極めて少なくなつたので申込みの区分を農業者、一般と土木業者の

二区分とし、使用料についても他業者に比較すると低廉であるので若干の値上げを図りたいと考えております。

交通安全対策

本町の交通安全運動の中核として、町内における事故防止のため交通安全指導員にご協力いただいておりますが、昨年は非常勤の職員としての身分保障を行う制度を採用いたしました。本年は、指導員報酬を若干ですが増額し、一層のご協力を願ひ、全町民一丸となつて交通事故のない明るい町づくりを進めて参ります。

また、町民交通傷害保険料については、保育児、児童、生徒については三分の二の町費助成、街路灯の電気料金の二分の一の町費助成は前年同様予算計上いたしました。

有線放送電話の公社電話への移管

昨年と今年の二ヶ年計画をもつて実施しております公社電話への移管は、昨年一〇三戸が蘭越局に編入され、本年残り三六〇戸がニセコ局として、本年十一月末までには完了する予定であり、加入者の希望が満たされることになりました。一般加入区域の拡大による移管機が設置場所から半径五キロメートル以内であり、区域外については百メートルに九千円の工事費の負担がありますが、前年同様町費負担を考へており、対象戸数は二三

戸を予算化しております。

町民センター施設整備

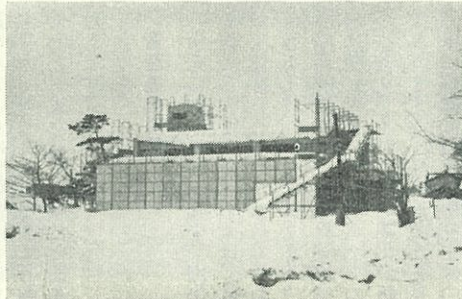
町民センターは、五十年間で建物は立派に完成しましたので、本年は、周囲の環境整備と施設内什器、備品の充実整備を図るべく計画いたしました。

これによつて、この施設が当初の目的にそつた総合的施設として住民に気軽に利用されるものと信じております。

また、町民センター、消防庁舎の完成により、本年は、両施設の落成式を合わせて行う計画であります。

消防庁舎の建設

民生安定上重要な仕事であります消防行政の拠点であります消防



建設中の消防庁舎

庁舎建設事業も昨年来計画どおり進んでおり、本年八月末には建物

が完成する見込みです。本年は進入道路の新設、庁舎前の舗装、什器備品購入費用を予算化したしました。

また、消防庁舎の建物と相まつて、消防職員の特機宿舎二戸の建設計画をいたしました。

みんなが明るい社会福祉への対策を進める

国の低成長経済にともない地方自治体の財政危機はかつてないほど深刻な現況になつております。本年の国の福祉施策は、前年度から採用されましたスライド制による福祉年金、国民年金、遺族年金、軍人恩給等の改定がなされ、増額支給されることはご承知のとおりですが、その反面、医療費については、二月改定予定が、今その機関において審議されております。

これらの情勢の中で、町の福祉施策は多事多難であります。社会福祉の機構関係 町民の身近な社会福祉の相談相手として福祉委員(民生、児童委員)は、非常勤職員として年報酬を支給しておりますが、本年度から福祉委員の本来の活動からして月額報酬に改定いたしました。また社会福祉関係機関の代表者で組織している社会福祉協議会は、住民の福祉問題を真剣に討議し、そのための事業を計画しております。

老人の福祉対策

老人医療費の増加は、老人人口の増加に比例し、合せて本年度は医療費の単価改定が行われるので前年に比べ、六六〇万円の増額を見込んでおります。

敬老年金については、該当者が二十八名増加となり、さらに敬老会対象者も同様ですが、それらを考慮して昨年同様町民センターで実施すべく計画いたしました。ねたきり老人の介護人(家庭奉仕員)の月額報酬が国の基準がアップされました。除雪の派遣事業、老人クラブ活動などの助成を継続して老人に対する「いたわり」と「思いやり」のある体制を整えて参りたい所存であります。

児童の福祉対策

「新しく町民」となつた赤ちやんに対するお祝金と誕生証書の贈呈、乳幼児医療の無料化は、前年同様継続してまいります。

保育所は、昨年、一昨年とも五才児の入所希望が定員を超え、入所できずにやむなく隣の幼稚園に通園させる交通費の一部を助成して参りましたが、その解消策として、町内の学令前児童の人員などを勘案し、二十名の定員増にふみきり、増員に対する保育所の増設計画を進め、本年実施すべく計上しました。

増設については、厚生省と協議しなければならず補助が内定されから実施する考えであります。

環境衛生対策

じん芥処理については、昨年処理車の更新を行い一応収集業務はよくなりましたが、捨場については、ハニ、悪臭の防止対策として大型ブルによる整地と合せて、ハニ、悪臭の予防を直営で実施いたします。覆土につきまして、捨土の利用やブルによる附近のズリなどを覆土したいと考えております。し尿処理は、一昨年バキューム車を更新いたしましたので収集業務は順調に行われております。

墓地は、昨年度桂墓地の道路を改修いたしましたところ、地域住民に非常に喜ばれています。本年度は、中央墓地に次ぐ多くの利用者を持つルベシベ墓地の改

善を計画いたしました。ルベシベ墓地(板谷)は、現在、私有地を通行しておりますので、道路予定区画七号線に新設する計画をしております。

また、中央墓地については、区画地が全部使用許可済で皆無の状態ですが、転出先へ改葬した方もありますので、これらを充分調査して再使用できるよう取進めるとともに隣地を求めて整備する計画であります。

公衆衛生対策

公衆浴場に対する過疎地域浴場対策が一昨年から実施されましたが、本年も前年同様補助いたしました。

と畜場の整備については、本年六月から汚水の公害規制が強化されますので、汚水処理施設を完備することが必要となります。現在の浄化施設を有効に利用し最少限の経費で最高度の能力を発揮するよう改良工事を行うこととした次第であります。

保健対策

「健康で働き、楽しい家庭をつくる」の町民憲章にもとづく町民の健康管理は、たゞ医師の指示や診療によつて保持されるものではなく、事前に自分自身の体を知つておくことが肝心であり、健康こそ大きな幸せであります。これらの対策として全町民を対象とする結核検診、胃腸病や産婦人科、さらに循環器検診(成人病

とくに共同募金歳末助け合い特別寄附、町費などを財源として、生活困窮者、長期療養者施設入所者ねたきり老人などに対し、歳末見舞金を贈つておりますが、できれば本年から夏季の見舞金も計画されておられ、さらに社会福祉活動の助長のため、社会福祉委員の地区毎に地区委員制を採用し、協議会の充実を図るとのことです。本協議会の助成を増額いたしました。

身体障害者福祉協議会、遺族会保護司会、母子会などでそれぞれの事業に対し助成しております。また、昨年から町民の他界に際し、いささかではあります香を町から贈ることになりましたが本年も継続してまいります。

老人の福祉対策

老人医療費の増加は、老人人口の増加に比例し、合せて本年度は医療費の単価改定が行われるので前年に比べ、六六〇万円の増額を見込んでおります。

敬老年金については、該当者が二十八名増加となり、さらに敬老会対象者も同様ですが、それらを考慮して昨年同様町民センターで実施すべく計画いたしました。ねたきり老人の介護人(家庭奉仕員)の月額報酬が国の基準がアップされました。除雪の派遣事業、老人クラブ活動などの助成を継続して老人に対する「いたわり」と「思いやり」のある体制を整えて参りたい所存であります。

従来社会教育の面と分離して予算措置をしてまいりましたが、本年は窓口を一本化し、社会教育に統合し一層の強化充実を図りたいと考えております。

ニセコ観光開発の促進を図る

ニセコは、観光資源に恵まれた町であり、最近自然資源の見直し、自然による人間の回復という観光需要は、ますます増加するものと存じます。

今後は観光企業の誘致に努力したいと存じます。「勤労者いこいの村」建設については、一昨年来この実現に努力しておりますが、国や道の財政事情により着工のめどがつかっていません。

今後とも一日も早く着工するよう道に対し、要請したいと考えております。

その他の事業

災害復旧事業

昨年の台風六号による災害の復旧事業であります。農業用施設被害については、本年の営農に支障のないように実施したいと存じ

ます。なお、農地、農業用施設の復旧に対する国の補助金は、五十一年五十二年、二ヶ年分割交付されることになり、本年は約一千万円の町負担が出ることとなります。

町有林の造成事業関係

町有林の団地造林事業は、昭和四十八年度から実施し、昭和五十年をもつて計画どおり八一・二ヘクタールの植林が終了、本年度はこれらの下刈事業と昭和五十年植林地の補植事業を予定いたしております。

保安林改良事業についてもすでに三七ヘクタールを実施し、さらに本年度も七ヘクタールを予定しております。この事業が完了いたしますと農家林改良を含め、一二七・二ヘクタールにドドマツを植林したことになります。

地籍調査事業関係

昭和四十七年度より実施した地籍調査事業も実施面積一〇八・五六平方キロメートルとなり、初年度に実施した南部地区の成果三、七一四筆の認証をうけた地籍簿を法務局に送付しました。

昭和五十年度は峠地区の一筆地調査、西部地区の細部測量、北部地区の面積測定であり、峠地区の面積は二〇・五平方キロメートルを予定しております。

さらに本年度は、昭和五十二年度に実施予定の市街地区の基本測

量(道路中心杭埋設)を予定しております。

有線放送電話事業会計

この事業は、本年度限りで廃止になります。一般会計繰入金金が五百四十六万一千円と増加しましたが、これは才入において使用料等を八ヶ月分より見込みないためです。公社線電話に移管された後は出来るだけ早い時期に施設の処分をしたいと考えております。

線路施設については、関係者のご協力を得て除去し、電柱などは地区に無償で払下げたいと計画しております。

簡易水道事業会計

この会計では、昨年、実施しました近藤地区のかんがい水不足対策としての溜池の施設工事、宮田地区の配水管移設工事、尾の土地の量水器の設置工事を計画し、総額一千八百八十三万一千円となり、一般会計から三百八十万円の繰入金を見込んでおります。

水道使用料の改定

使用料は、昭和四十八年四月に改正いたしました。その後においても毎年一般会計繰入金で収支の均衡をはかってまいりました。

昭和五十年年度においては、経常費の約三十三パーセントが繰入金であり、この比重は年々増加が予測

されるので二十五パーセント程度の引き上げを予定しております。また、水道使用料の納入方法についても納入に要する手数を減らし、徴収の省力化をはかるため二ヶ月づつ奇数月に納入していただくように改めたいと考えております。したがって計量器の検針も隔月に行うことになったと考えております。

国民健康保険事業会計

老人医療費の無料化、高額療養費の支給、さらに医療費の引上げが予想されるこの会計は、過去三ヶ年間の被保険者一人当りの医療費を見ると四十八年三万一千九百九十九円、四十九年四万一千三百六十六円、五十年六万四千二百二十円となっており、特に最近入院件数が増加し費用も前年比一六一パーセントとなつております。

したがって、昭和五十一年度の療養給付費の推計で一億六千四百三十三万八千円、高額療養費においても七月から自己負担分が三万九千円になりましても給付額は一千四十九万五千円となり、この会計の総額一億九千六百六十四万円となつたわけであり、この財源としては、国の支出金と保険税であります。税につきましても、昨年同様、保険制度の原則である被保険者、相互扶助の精神から財源を保険料の増税に求めましたが、事務費の一部を老人医療の二才引下げによる波及分を

一般会計から五百万円の繰入れをしたいと考えております。以上申し上げまして、昭和五十一年度の町政執行の基本方針と予算の概要について申し上げます。

林野火災の予防について

ことしも、雪どけとともに山火事の危険期になりました。

この期間には、一般道民に呼びかけ、また山火事注意旗の配付、揚および道内小、中学校の児童、生徒から標語、ポスターを募集して、予防思想の普及を図り、予防対策に万全を期してありますが、例年、とくに四、五、六月は、発生件数が最高を占めています。発生原因の最も多いのは、タバコ、マッチの不始末によるものであり、つぎは、ごみ焼の飛火です。昭和五十年における本道の林野

が、厳しい経済情勢の下では複雑多岐にわたる町政を執行するに当り、町民の皆さん全員が満足できる理想に到達するまでには相当の年月を要するものと存じます。

わたたくしは、町民のみならず町政に対するご理解とご協力をいただき、明るく豊かな住みよい町実現のため一層の努力をする所存であります。

災害状況は、発生件数五十七件、被害面積二、八四七ヘクタールであり、その被害金額は八百四十八万円となつております。また、火入れによる山火事を予防するため、森林法による火入れをしようとする場合には、森林または土地の周囲一キロメートルの範囲内であつて、造林地、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良などを目的とするものです。森林法にもとづいて市町村長が許可できる法の趣旨は、単に地上のきょう雑物除去の簡単な手段と

しての火入れではなく、従来から農林経営上、不可欠のものとして認められるもので灰成分の生成、あるいは害虫の駆除により農作物や森林の生育に極めて有効である点を評価して、万全の予防措置をとることを前提としています。最近では、居住地域の拡大、保健休養など森林の利用が高まり、山火事の住民に及ぼす危険はますます増大する傾向にあるので、関係機関をはじめ一般道民のみならず、方々の積極的な山火事防止への協力をお願いいたします。なお、山林の火入許可事務は、町産業課農林係で取り扱っておりますのでご利用ください。

昭和51年度北海道持ち家建設資金の貸付制度

道では、昭和49年度から、住宅金融公庫資金を利用して個人住宅を新築(購入を含む)する方の頭金の準備を容易にするため、「持ち家建設資金貸付制度」を設け貸付を行つております。

昭和51年度においても引続いて貸付を実施することとしており、具体的な貸付要綱を現在検討しておりますが、貸付戸数及貸付条件は、概ねつぎのとおりです。

- 1. 貸付戸数 3,000戸
- 2. 貸付条件等
 - (1) 貸付金額 1戸につき100万円以内
 - (2) 利率 年6.5パーセント
 - (3) 償還期間 12年以内(2年間元金据置)
 - (4) 償還方法 元利均等毎月償還
 - (5) 保証人 道内に居住し、本人と同等程度の収入のある方1名以上
- 3. 申込場所 道の指定する金融機関
- 4. 申込受付期間 住宅金融公庫個人住宅建設資金申込開始後、道が定めた期間
- 5. その他 申込人の資格の収入基準などについては、別に定める予定(50年度の場合は、年間収入300万円以下の方を対象とした。)

昭和五十一年第二回ニセコ町議会定例会にあたりまして、町教育委員会が、本年度推進しようとする行政執行について述べてまいりました。教育行政につきましては町長をはじめ町議会の深いご理解と町民各位のご協力により懸案の諸問題が逐次解決されておりますことは、誠に感謝に堪えない次第でございます。

ニセコ町教育行政執行方針

一、ニセコ町教育目標の設定について

全町教育共通の基盤である教育目標の設定は早くからの要望もありませんので、本年度から二ヶ年の継続事業として、町教育研究会、並びに町内教育関係団体等の協力を得て着手する計画であります。

二、学校教育の推進について

教職員の自主的研修を高めるため、つぎの事項を実施いたします

- 1. 町教育研究会の活動を助長する。
- 2. 後志教育研修センターの行う研修への参加
- 3. 道外教育視察研修参加(毎年度二名)
- 4. 社会科副読本(教師用)作成

5. 教育環境の整備(花だん等校地内の美化及び宮繕工事計画実施)

6. 高等学校施設、設備の充実

(一) 農機具実習室用機械機具の整備
(二) 実習地の造成、整備
三、社会教育の推進について
健康で明るい家庭、豊かな住みよい郷土をつくることをねがい、社会の進展に即応し、生涯教育の観点に立つて次の事項を進めてまいります。

1. 青少年教育の充実振興

青少年団体の自主的活動を促進し、その充実をはかる。(子ども会、少年団体リーダー養成、ボー

2. 家庭教育、成人教育の充実振興

明るい家庭と、豊かな心を養うため婦人学級、成人学級、家庭教育学級等の開設を計画してまいります。また、生涯教育の課題とされており、高令者教育につきましても、福祉行政とあいまつて寿大学を開設し、生きがいのある、楽しい生活と、仲間づくりができるようにつとめたい。

3. スポーツの振興と町民の健康増進

町民のたくましい体力を養成す

5. 町民憲章の実践

あらゆる機関を利用して実践してまいります。

四、学校給食(米飯)について

加工米による一年間の試験給食の結果、標準米による給食の希望が多いので、これに要する施設、設備の改善を行うほか運搬車の更新を計画しております。

以上、教育行政方針の概要を申し上げますが、町教育委員会といたしましては、教育関係機関との連携をいっそう深め、明るい住みよい町づくりをねがい、教育行政の振興につとめてまいります所存でございますので、各位の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

ニセコ町民憲章 昭和四十八年十一月三日制定

わたたくしは、ニセコ町の自然を愛し恵まれた大地で、勤労と生産に励む日々を感謝しながら希望にみちた生活につとめ、より豊かな未来をつくるためにねがいをこめてこの憲章を定めます。

- 一、自然を愛し、住みよい環境をつくりましょう。
- 一、きまりを守り、明るい社会をつくりましょう。
- 一、力をあわせ、豊かな生産にはげみましょう。
- 一、健康で働き、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一、希望に生きるたくましい町民となりましょう。

資源・エネルギーの節約

私たちの生活を、ほんとうに豊かにするためには、資源やエネルギーのムダをできるだけなくし、毎日のくらしにどうしてもいるものしか買わない、使わない生活に切りかえる必要があります。

そこで今回は、私たちが生活している身近な面で、ちよつとした工夫配慮で、こんなにも資源が節約できるという短かいメモをスポットしてみました。

水はとめよう。歯をみがくときの水は約3分、蛇口をひとひねりし、流しつばなしにすると、約42リットルの水が流れます。4人家族で、朝、晩なら、336リットル。石油かんにして約19はいの水が流れてしまいます。

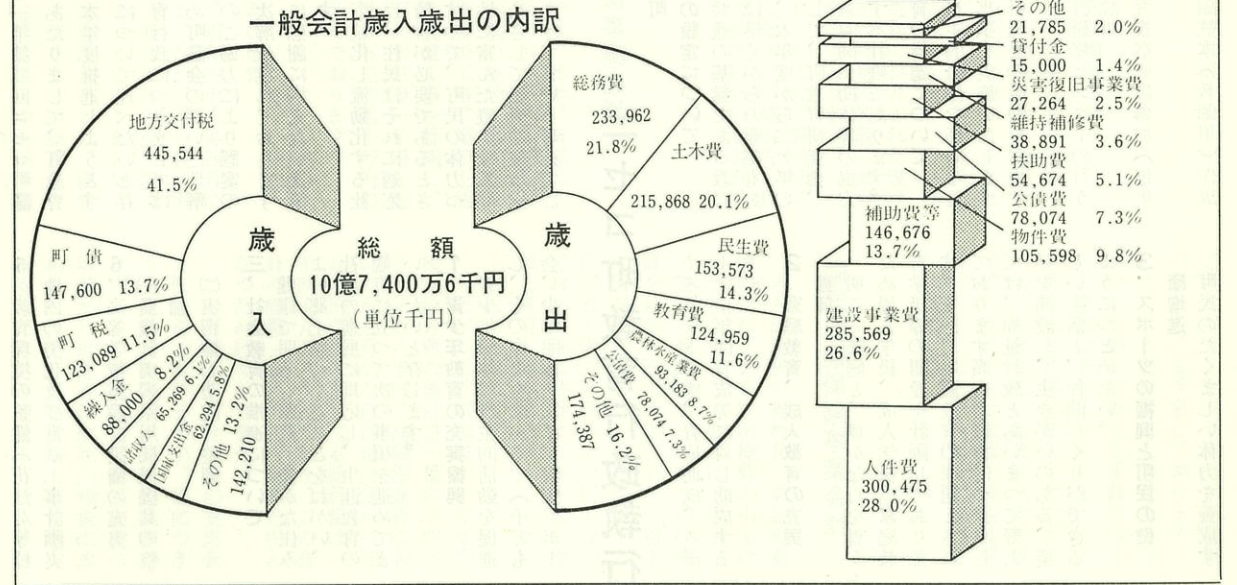
地球上の資源やエネルギーの量には限りがあります。ことにわが日本は、資源やエネルギーのほとんどを海外から輸入しています。ものを大切に生活をするために、もういちど暮らしの総点検をしてみましょう。そして、幼い子どもの時から、生活の中でしつけ(習慣)として育てましょう。

別表 手数料・使用料改定金額表

ニセコ町手数料金 (昭和51年4月1日から適用) 単位円					
区分	単位	金額	区分	単位	金額
1. 営業又は請負に関する証明	1件	500	戸籍の附票	1枚	100
2. 職業に関する証明	〃	200	23. 住民票の写し、又は戸籍の附票の謄抄本の記載についての変更のないことの証明	1件	100
3. 法人、組合、団体に関する証明	〃	500	24. 住民票及び戸籍の附票の閲覧(ただし、住民票は、1世帯又は1ケースをもつて1件とし、戸籍の附票は、1戸籍分をもつて1件とする。)	1件	200
4. 鉱業に関する証明	〃	1,000	25. 転出に関する証明	〃	200
5. 不動産に関する証明(ただし、土地は1筆、建物は1棟をもつて1件とし、1件を加える毎に200円を増す。)	〃	300	26. 旅行に関する証明	〃	200
6. 資産に関する証明	〃	300	27. 料程に関する証明	〃	200
7. 社寺宗教に関する証明	〃	300	28. 土地の現地目証明(ただし、1筆を1件とし、1件を超えるごとに100円を加算する。)	〃	2,000
8. 町有財産の使用権に関する証明	〃	200	29. 小作権その他の権利に関する証明	〃	300
9. 褒賞、恩給、年金、扶助に関する証明	〃	200	30. 地籍調査の成果等に関するもの		
10. 租税公課に関する証明(年度別1税毎に1件とする。)	〃	200	イ 標定点成果簿	1枚	300
11. 公権その他諸資格に関する証明	〃	200	ロ 図根点成果簿	〃	300
12. 公簿、公文書、図面の照合、閲覧	〃	200	ハ 図根多角点成果簿	〃	300
13. 公簿、公文書、図面の謄写(B4)	1枚	300	ニ 標定点配点網図	〃	1,500
14. 選挙権に関する証明	1件	200	ホ 図根点多角点網図	〃	2,000
15. 身分、身元に関する証明	〃	200	ヘ 地籍図	〃	500
16. 生存、出生、死亡、死産、婚姻に関する証明	〃	200	ト 地籍簿	〃	300
17. 親権者、後見に関する証明	〃	200	チ 地籍図集成図	〃	2,000
18. 家族、親族に関する証明	〃	200	リ 地籍調査の成果簿に関する成果簿及び図面等の閲覧	1件	200
19. 印鑑証明	〃	200	ス その他の図面(B4)	1枚	300
20. 埋火葬、改葬に関する証明	〃	200	31. 前各号に該当しない証明		
21. 本籍、住所、氏名、年齢に関する証明	〃	200	2. 数件を1括したものは、その種類の異なる毎に各別に手数料を徴収する。	1件	200
22. 住民票及び戸籍の附票の写しの証明、住民票、戸籍の附票(ただし同一世帯の場合は1人を越えるごとに。)	1枚 1枚	100 20	3. 同一内容の証明は2枚目から1枚をもつて1件とする。		
以上のほか、手数料の免除制度がありますので、事前に関係窓口で相談してください。					

昭和51年度一般会計予算

一般会計歳出性質別予算の内訳



第二回ニセコ町議会定例会において改正された主な条例はつぎのとおりです。

なお、改定額は別表のとおりで四月一日から実施されます。

使用料徴収に関する条例の一部改正

手数料徴収に関する条例の改正

水道条例の一部を改正する条例

督促手数料及び延滞金条例の一部改正

督促手数料一通につき『三十円』を『百円』に改正されました

町税条例の一部がつかのうちに改正され四月一日から実施されます

○納税証明書等一通百円が二百円に

○督促手数料一件三十円が百円にそれぞれ改正

○町民税と、固定資産税の納期前納付の報奨金百円未満は交付しないことに改正

水道使用料の納入が一ヶ月おきに(奇数月の月末)に変わります

メーター検針も一ヶ月おきに

今まで水道使用料の納期は、毎月末と決められておりましたが、給水戸数の増加にもない超過料金の算定事務と検針業務かつ、施設の管理、修理などにも支障をきたしてあり、また、利用者の皆さんから「毎月超過料金を納めに行くのはめんどうだ」「役場まで遠くの毎月納めに行くのは大変だ」などの声がありましたので、このたびの町議会において「ニセコ町水道事業条例」の一部を改正しつぎのように納入方法と検針業務を改めることになりましたので、利用者の方のご協力をお願いいたします。

納入期日について

現行の毎月末日を毎奇数月の月末に改めます。

四、五月分を五月三十一日まで

六、七月分を七月三十一日まで

八、九月分を九月三十日まで

十、十一月分を十一月三十日まで

十二、一月分を一月三十一日まで

二、三月分を三月三十一日まで

メーター検針について

今まで毎月実施しておりましたが、納入期日にあわせて奇数月ごとに隔月検針とします。

なお、検針は、毎検針月の五日から約三日間で行います。

納入方法について

今までどおりの出納室か指定金融機関へ納入ください。

毎月納めたい場合は、検針日以

公営住宅使用料改定額 (昭和51年4月1日から適用) 単位円

団地名	建設年	種別	構造	金額	団地名	建設年	種別	構造	金額
中央通	28	1	2DK	2,600	本通	42	2	2DK	3,500
	28	2	2DK	1,900		49	1	3DK	10,000
	29	1	2DK	2,600		44	1	2DK	5,200
富士見元町	29	1	2DK	2,600	44	1	3DK	6,100	
	30	1	2DK	2,600	44	2	2DK	4,200	
本通	38	2	2DK	2,600	44	2	3DK	5,500	
	40	1	2DK	3,500	45	2	2DK	4,900	
	40	2	2DK	2,900	45	2	2DK	5,600	
	40	2	2DK	2,900					
	42	1	2DK	4,400					

後に係へ申し出てください。

なお、その他、納入方法、使用料の算定方法についての相談は、施設課水道係でお問い合わせください。

公営住宅の家賃が変更されました

公営住宅の家賃について建設時に定めた額を毎月納入していただいておりますが、年度によってかなりの差があり、維持管理費等の増高からも、不均衡は正算出基礎限度内で次表のとおり公営住宅の使用料を改定いたしましたので、お知らせいたします。

昭和49年度

各会計決算認定される

昭和49年度一般会計決算額

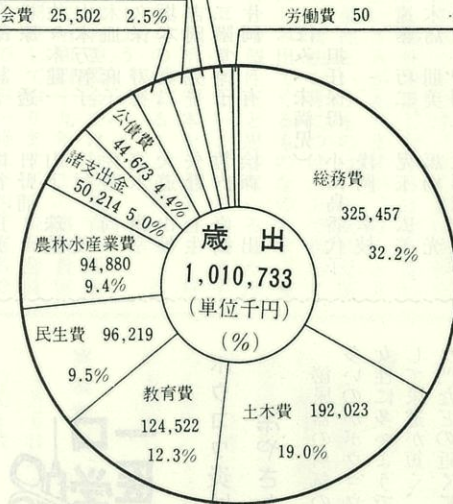
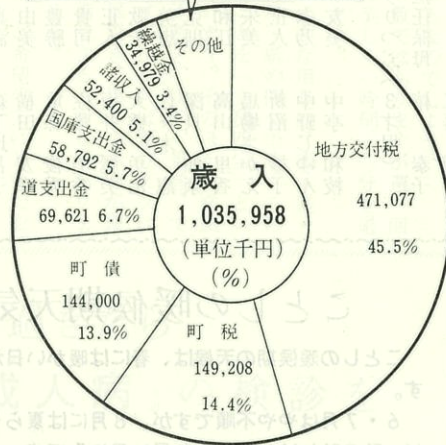
才入	1,035,958,876 円
才出	1,010,732,840 円
翌年度繰越額	25,226,036 円

昭和50年12月12日開催の第10回定例町議会に提出され、昭和49年度ニセコ町各会計の決算は決算審査特別委員会に付託、審査がすすめられていましたが、このほど町議会で原案どおり認定されましたので、そのあらましをお知らせいたします。

その他内訳

地方譲与税	14,622	1.4%
自動車取得税交付金	14,324	1.4%
財産収入	11,867	1.1%
使用料及び手数料	10,252	1.0%
分担金及び負担金	4,423	0.4%
交通安全対策特別交付金	393	

商工費	14,031	1.4%
衛生費	20,153	2.0%
消防費	23,009	2.3%
議会費	25,502	2.5%



各特別会計決算額

(単位千円)

会計別	歳入		歳出			
	科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
有線放送電話事業	使用料及び手数料	4,640	4,644	総務費	3,707	3,622
	分担金及び負担金	220	213	管理費	1,596	1,515
	財産収入	42	44	公債費	3,172	3,172
	繰入金	2,222	2,222	予備費	15	
	繰越金	1,016	350			
	諸収入	350	913			
歳入合計	8,490	8,386	歳出合計	8,490	8,309	
国民健康保険事業	国民健康保険税	36,433	36,487	総務費	5,058	4,798
	使用料及び手数料	7	3	保険給付費	100,034	99,871
	国庫支出金	67,174	68,840	保険施設費	2,997	2,666
	財産収入	297	300	基金積立金	298	291
	繰入金	4,637	2,700	諸支出金	497	496
	繰越金	182	182	公債費	14	
諸収入	268	185	予備費	100		
歳入合計	108,998	108,697	歳出合計	108,998	108,122	
簡易水道事業	使用料及び手数料	8,167	8,245	総務費	4,379	4,307
	繰入金	4,072	4,000	管理費	7,928	7,917
	繰越金	346	346	建設改良費	2,884	2,694
	諸収入	5,695	6,013	公債費	3,079	3,078
				予備費	10	
	歳入合計	18,280	18,604	歳出合計	18,280	17,996

ニセコ町使用料金 (昭和51年4月1日から適用) 単位円

行政財産の名称	機種	作業の内容	使用料 (1時間につき)		
			農業者	一般	建設業者
土木機械	ブルドーザー	土木工事・除雪		5,100	5,400
		けん引・その他		4,800	5,100
	トラクター シヨベル	土木工事・除雪		4,800	5,100
		けん引・その他		4,500	4,800
農業機械	油圧シヨベル	掘削	3,500	5,000	

ただし、使用した時間に1時間未満の端数がある場合は10分ごとに切上げて計算する。

水道料金 (昭和51年4月1日から適用) 単位円

種別	用途	料率	計量給水使用料金表			
			基本料金	超過料金		
			数量	金額	数量	金額
1ヶ月分	一般用		10m ³ まで	560	1m ³ 増すごと	50
	営業用		20 "	870	"	50
	浴場営業用		50 "	620	"	25
	官公署・団体事務所用		20 "	870	"	50
	工業用		200 "	3,750	"	25
	共同浴場用		50 "	1,000	"	25
臨時用			1m ³ ごと	200		

定額給水使用料金表

種別	用途	料率	定額給水使用料金表			
			基本料金	超過料金		
			数量	金額	数量	金額
1ヶ月分	一般用		家族人員5人まで	370	1人増すごと	40
	官公署・団体・事務所用			750		

設計手数料

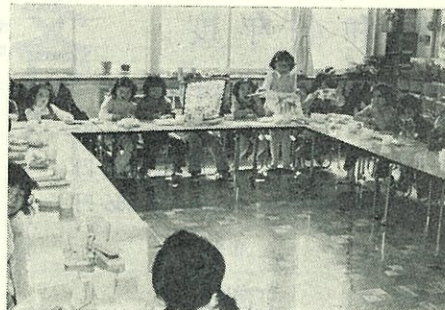
単位	金額	備考
工事費1件につき1万円未満	500	新設、増設、改良工事
" " 1万円以上	1,000	"

材料検査手数料

給水管1mにつき	水栓弁類	異型管1ヶにつき	その他1ヶ又は1本につき
50	50	60	20
			20
			60

工事検査手数料

単位	金額	備考
工事費1件につき1万円未満	500	新設、増設、改良工事
" " 1万円以上	1,000	"



町立保育所 入所児童

- 86名
- ひまわり(5才児)
担任保母 村元 静子
- 遠藤 光範 野村みゆき
 - 矢野 洋子 馬場かおり
 - 山崎由美子 竹本 典代
 - 竹本 紀代 沢田 定美
 - 久保久美子 齊藤由美子
 - 村田 敏 金沢 祐子
 - 木村 修 今井 竜一
 - 中居 紀之 大道 志保
 - 竹内 教雄 坂本 祐紀
 - 千葉 晃子 岩瀬 匡博
 - 二階堂亮仁 川尻 寿雄
 - 及川 仁 青山 祐一
 - 大道 理枝 八木沢孝子
 - 坂本 知美
- たんぼぼ(4才児)
担任保母 佐々木千鶴子
- 児玉 聖子 嶋崎 早苗
 - 若木 英樹 高橋 篤一
 - 星山 真満 森下比呂子
 - 青山 由美 横田 友幸
 - 坂本 豊勝 佐藤 俊秀
 - 堀口 正人 佐藤 美香
 - 中村 歌子 坂井 麗美
 - 岡本 美恵 大橋 勇治
 - 吉岡 克則 佐々木 恵
 - 阿部 和江 深貝 加奈
 - 山崎 朱美 馬場さかえ
 - 佐藤 正人 新沼 妙子
 - 南 志乃 中野じゆん
 - 三国 友美 中野 和枝
 - 徳山 友美
- ちゅうりつ(3才児)
担任保母 榎 泰子
- 高原 詠子 南谷 良美
 - 松原 透 日野浦ミカ
 - 佐々木健一 山下 珠枝
 - 山本万智子 中村 茂
 - 木皿 麻子 佐藤 尚一
 - 久保 寿徳 高木 康幸
 - 坂本 真二 大道 由姫
 - 吉岡 亮平 矢野 七生
 - 二階堂淳子 竹内 直樹
 - 片岡 有 松森 出
- つぼみ(未満児)
担任保母 小田島香代子
- 遠藤 巧二 浅岡 幸枝
 - 木島 朋美 児玉 広美
 - 松原 智明 馬場 光
 - 金沢 宏和 佐藤麻依子
 - 重森 省宏 鈴木 香

ことしの暖候期天気予報

ことしの暖候期の天候は、春には暖かい日が多く見込まれます。
6・7月はやや不順ですが、8月には夏らしい日もありますが、秋の訪れはいつもより早い見込みです。

4・5月は全般に温暖好天の日が多い見込みです。雪の量が少なかったため根雪の終日は平年より早まりそうですが、融雪出水もそれにとまなつてスピードアップのようです。

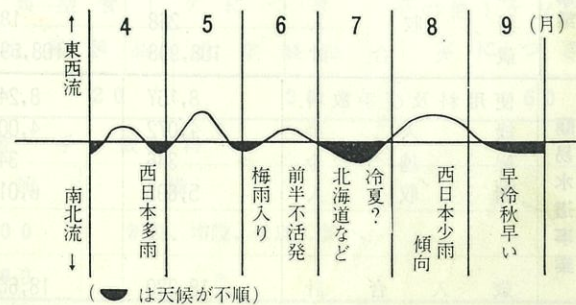
6・7月は変動が大きく、2回ほど低温や曇り、雨天の目立つ期間があります。

8月は前半に夏らしい日があるものの、その後は前線の影響を受けて局地的大雨の恐れがあります。

秋の訪れは早く、初秋の気温は並か、低め。降水量は春少なく、夏を通して多くなりそうです。

総合まとめ

1. 4・5月は温暖好天の日が多い。
2. 夏の気温は平年より低い。
3. 夏は雨量は多めで日照も少ない。
4. 秋の訪れは早い見込み。
5. 台風の発生数は平年(28回)前後。うち上陸数は3回位



火災予防調査は

四月一日～三十日

組合消防署・支署では、四月一日から四月三十日まで、予防調査のため各家庭、事業所等の立入検査を行います。

消防職員が伺いましたら火災予防について遠慮なく相談してください。

また、前回注意をうけたところは、必ず直しておきましょう。

雪融けとともに、火災の最も起きやすい季節がやってきました。火災は、財産ばかりでなく尊い人命までもうばつてしまいます。

ボウコウ炎は 冷やさないように



泌尿器の病気のなかでも最も多いのがボウコウ炎です。それも女性に多いようです。男性に比較して尿道が短く、また、チツ、コウ門などの近くに尿道が開いているために細菌が浸入しやすいからでしょう。

をおこした細菌によく効く薬を使えば三～四日で、ほとんど自覚症状はとれてしまいます。しかし、ここでなおつた、とかつてにきめて薬を中止せず、必ず医師の指示があるまで服用してください。

やむおえない家事などのほかはなるべく安静にしていたほうがよいのです。冷やすのは禁物。ミニスカートの流行は、ボウコウ炎のためには感心しなかつたのですが最近ではロングやパンタロンで保温とおしやれば両立できますから冷やさない工夫を。

かいろなどでボウコウ部をあたためるのもよいでしょう。入浴も保温、清潔の意味で熱のあるとき以外は入つたほうがよいでしょう。

書道は 意欲と鍛練

書道は「はいりやすいが成りがたい」といわれます。しかし、上達したいという意欲があつて勉強の方法さえよければ必ず上手になれるものと思えます。

それには、集中すること、そのためには、まず練習を始めたなら練習に心を集中することが大切でテレビの前で墨をすつたり、家人と雑談しながら筆を運んだのでは練習に身がはいりません。第一に手本を観察すること、筆を運ぶことに注意を集中するよう心がけることです。意欲を持ち続け、いくらか熱意を持つて勉強を始めても三日坊主に終つてはなにもなりません。歩みは遅くても、一歩一歩たゆまず進むことが上達の近道なのです。

接することです。よく書は芸術だから個性を重んじなければならぬという人がありますが、ほんとうの個性というものは、伝統的な正しい書法を身につけた上で初めてにじみ出てくるものなのです。今自分の個性だと思つているものはクセにすぎないと思えます。まずクセを捨て手本を一度そっくり自分のものにするに努めるべきでしょう。

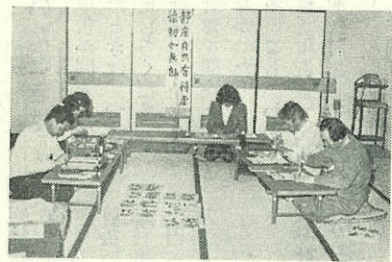
教育委員会では社会教育学級として昭和四十九年度より書道教室を開設しておりますが、現在会員数九名ですが一時は十四、五名でしたが、意欲があつても続かないということがあるようです。

少ない数ではありますが週一回の練習は楽しく一時間三〇分を過ぎております。

必要な用具は、硯・墨・筆・紙の四つです。このことを「文房四宝」といいます。そのほかに文鎮、下敷き、硯箱、筆巻、ですが出来れば筆立て又は筆置き、墨ばさみ等が準備できると申し分ありません。

ご希望の方はおいでをお待ち申し上げます。場所はニセコ町民センター和室で毎週火曜日午後七時より八時三十分までです。

グループ紹介



必要用具は、硯・墨・筆・紙の四つです。このことを「文房四宝」といいます。そのほかに文鎮、下敷き、硯箱、筆巻、ですが出来れば筆立て又は筆置き、墨ばさみ等が準備できると申し分ありません。

ご希望の方はおいでをお待ち申し上げます。場所はニセコ町民センター和室で毎週火曜日午後七時より八時三十分までです。

春の交通安全道民総ぐるみ運動

目的

この運動は、長い冬から開放され、産業活動やレジャーなどの活性化にもなる、自動車利用が急増する時期にあたり、道民総ぐるみの運動により交通事故防止の徹底を期することを目的とする。

実施期間

4月6日(火)～4月15日までの10日間

交通事故から守って楽しい通学



運動の重点

歩行者とくにも、子ども(幼児及び小学校児童)の事故防止

重点推進事項

- (1) 道路交通環境の整備
- (2) こども特に新入学(園)児童と保護者に対する交通安全教育の充実
- (3) 運転者等に対する安全運動の励行指導

35才を過ぎたら

『成人病』の検診を

胃腸病と婦人科の集団検診

例年実施しております胃及び婦人科の検診を次のとおり実施しますので多数受診されますようおすすめいたします。

1. 胃腸病集団検診

日時 4月7日～9日(3日間)
ただし希望人員が少ない場合は7～8日に実施します。
検診受付 午前5時30分～6時30分
場所 ニセコ町公民館

2. 婦人科検診

日時 4月16日
検診受付 第1回 午前8時～8時30分
第2回 午後12時～12時30分
場所 ニセコ町公民館

3. 検診料

胃、婦人科とも 1回 1,000円
当日受付にて徴収(68才以上無料)



確定申告が

間違っていたときは
所得税の確定申告が間違っていたことに気付いたときは、つぎの方法によって訂正してください。▼税額を少なく計算していたとき
所得や税額の計算を間違えて、納めた税金が少なかつたり、還付を受けた税金が多かつたり、還付したときは、「修正申告書」を提出して正しい金額に訂正してください。

この修正申告は、税務署から「更正」を受けるまでいつでもできます。

▼税額を多く計算していたとき
所得や税額の計算を間違えて税金を納め過ぎていたり、還付を受けた税金が少ないことがわかったときは、正しい金額に訂正してもらうため「更正の請求」をすることができます。この更正の請求ができる期間は、申告期限から一年間です。
従って、昭和五十年分の所得税の確定申告については、昭和五十二年三月十五日までに更正の請求をしなければなりません。
この用紙は税務署にあります。

年金の保険料が

変わります

国民年金保険料は、昭和五十一年四月分より、月額千四百円(定額)四百円(附加)になります。
昭和五十一年度分の納付書は四

月二十五日頃までに各納税組合長宛送付いたしますので、期日まで納入下さるようお願いいたします
なお一年分の保険料をまとめて前払いする前納制度があり、これを利用すると、一年分につき四百十円(定額)百二十円(附加)の割引があります。
〔住民課・社会係〕

公社電話設置工事にかかるご協力依頼について

有線放送電話から公社線電話への移管のため、融雪後に建柱について土地の所有者と公社が土地の使用について協議することになりますが、その時は、よろしくご協力願います。
もし、ご承諾をいただかない場合は、その回線の方、全体が施設されないこととなります。また、現在の有線の柱は、公社線開通後は、現施設の一切を駐在区ごとに払下げ、年末までには撤収する方針となっておりますのでお知らせいたします。

UHF放送は四月下旬

ころから放映

広報二月号でお知らせいたしましたUHFテレビ放送は三月ごろには放映の予定となつておりましたが放送局の都合により四月下旬となりましたのでお知らせいたします。

結婚の相談はお気軽に

町内に居住し、農業や商工業に従事している方、とくに本町の産業のない手である青年の花嫁が大きな問題となつております。
町では、これらの花嫁問題の解決のため昭和四十六年十二月に結婚相談所を開設しました。このねらいは農村の適材人口の流出による過疎の対策と町産業の振興をはかることにあります。
相談所は運営協議会と相談員をもつて構成され、これまでに五十組がめでたく結婚されました。今後ともつぎの方が地域別に相談員となつておりますのでお気軽にご相談ください。

- 〔東部地区〕 深貝くわ 矢野 才太
- 〔南部地区〕 桧 栄寒
- 〔西部地区〕 里見 武雄 酒井 武雄
- 〔北部地区〕 大越 三郎 成瀬 キヨ
- 〔中央地区〕 大道 ハル 吉原 ヨシ
- 〔市街地区〕 佐藤 敏之助 佐竹 光雄
- 〔市街地区〕 梶田 正
- 〔中央地区〕 大橋定太郎 菊地 久直
- 〔市街地区〕 大場 利雄 南 壬子郎
- 川原 由松 今立 靖子

戸籍の窓口

3月21日から
4月20日まで

- ▶結婚おめでとう
野村和寿 = 工藤 豊美 (豊里) 田宮
荒木隆志 = 大野 順子 (宮)
- ▶お誕生おめでとう
久保加奈子 晴一 (小花井) 泉子
頼一太郎 (温) 王子
原田嗣大 (王) 台
佐々木房子 (滝)
- ▶おくやみ申し上げます
吉原哲夫 32歳 (尾ノ上) 上岡
小川よし 79歳 (松) 馬里
山口盛 71歳 (相) 馬里
青木浜吉 76歳 (豊) 馬里
福士邦太郎 80歳 (本通1)

町の目誌

- 3月 1日~5日 農業所得計算簿検査
- 4日 教育委員会
- 6日~10日 確定申告書受付
- 9日 民生委員協議会
- 10日 農地相談
- 11日~24日 第二回定例町議会
- 13日~14日 第一回北海道雪の祭典
- 16日 寿大学終了式
- 18日 総務・建設常任委員会
- 18日 水田総合利用対策会議
- 18日 農業普及活動打合せ会議
- 19日 桂中学校閉校式
- 19日~23日 町、道民税申告書受付
- 22日 経済常任委員会
- 26日 農業委員会総会
- 27日 例月出納検査
- 31日 青年学級閉講式

国民健康保険
被保険者証の検認は
4月1日~4月30日
被保険者証を必ず持参ください。